

うららの郷住宅地 建築協定運営細則

(目的)

第1条 この細則は、うららの郷住宅地建築協定（以下「協定」という。）の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会への建築確認図書の届出)

第2条 協定第3条の規定による所有者等は、建築物を建築又は増改築等の行為をしようとする場合は事前に協定第7条第1項の規定による委員会へ書面をもって届出て承諾を得るものとする。

2 所有者等が届出る書類は以下のものとする。

- (1) 建築概要書（敷地面積、建築面積、延べ床面積、階数、高さ等）
- (2) 敷地配置図（建築物、工作物等の配置図）
- (3) 建築立面図（道路斜線、北側斜線制限等の確認が可能な立面を含む）
- (4) 屋根、壁の材質、色調の確認できる書類等
- (5) その他協定第5条の審査に係る書類

(委員会)

第3条 委員会の招集は必要に応じ、協定第8条第1項に定める委員長が行う。

2 委員会は、次の各号に掲げる事務について掌握する。

- (1) 第2条に定める事前の届出を求め審査し、その結果を回答すること。
- (2) 協定の解釈等に疑義を生じた場合の措置に関する調整及び協議
- (3) 協定第9条に定める違反者に対する措置
- (4) 協定第10条に定める裁判所への提訴
- (5) 協定第12条に定める土地所有者等の変更の把握
- (6) 協定の運営に係る経費に関する必要な事項
- (7) その他、この協定運営に関する必要な事項

3 委員会は委員の3分の2以上の本人の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成により決するものとする。

4 委員会は必要に応じ専門家等を顧問、相談役とすることができる。

5 委員は無報酬とする。ただし、旅費その他事務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

(総会)

第4条 総会は、所有者等の過半数の請求があったとき、又は委員会でその必要を認めたときに開催する。

2 総会の招集は委員長が行う。

3 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 協定の変更又は廃止
- (2) 運営細則の変更又は廃止
- (3) 委員の選任又は解任
- (4) その他協定運営に係る重要事項

4 総会は、所有者等の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席者の議決権の過半数の合意により決するものとする。

5 総会の議長は委員長がこれにあたる。

(会計)

第5条 協定の運営に係る経費は、会費又は寄付金その他収入をもってあてる。

2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

1 総会及び委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 この細則に定めるもののほか、必要な事項は委員会に於いて定めるものとする。

附 則

この細則は、協定の認可公告のあった日から施行する。